

古代中国における法家思想に関する研究
—法に反する君主の恣意的行為への対応を中心として—

(要約)

広島大学大学院文学研究科
博士課程後期人文学専攻
学生番号：D 1 7 6 6 8 8
氏 名：横山 裕

本論文は、従来の法家思想研究において、法思想の思想的欠陥として指摘されてきた、法に反する君主の恣意的行為を規制できないという問題に着目し、この問題を軸に法思想の発展を捉え直すことによって、この問題への対応が戦国期から漢代までの長期にわたって法家だけでなく他の諸家をも巻き込んで、古代中国の思想形成に影響を及ぼしていた重要思潮であったことを明らかにした。

本論文では、君主の恣意的行為を規制するために初期法家によって提出された度なる概念に着目し、(1)『管子』における法思想成立の背景、(2)道法思想の理論背景、(3)漢代初期の道家・儒家における法と君主との関係、の3つの視点から考察を行った。具体的には、『管子』・『韓非子』・『卷前古佚書』・『淮南子』・『漢書』董仲舒伝等を主たる考察対象として、初期法家において度が説かれ、それが道へと思想的昇華を果たし、道法思想へと発展したこと、法と道との邂逅が道家において法思想を展開させたこと、董仲舒の災異説に法思想の理論が採用されていて、それが後に儒家優位の政治体制を確立する一助となったことなどに関して個別に確認した。その結果、それらの思想的営為の背景に法に、反する君主の恣意的行為への対応が通底していることを確認し、この法と君主とを巡る法思想の問題が古代中国思想史上において一つの重要な思潮であったことを明らかにした。

本論文は、以下のように、全三部各三章の計九章および序と結とから構成される。

序

第一節 本研究の目的

第二節 本研究の構成と方法

第一部 『管子』の法思想

前言

第一章 経言類の法思想

第一節 経言類の法

第二節 経言類の令

第三節 経言類の法と令

第四節 本章のまとめ

第二章 外言類の法思想

第一節 法法篇の法思想

第二節 法法篇以外の法思想

第三節 外言類の法思想と経言類の法思想の関係

第四節 本章のまとめ

第三章 解グループの法思想

第一節 明法篇の法思想

第二節 明法解篇の法思想

第三節 明法解篇の成立について

第四節 明法解篇と他の解グループとの接点

第五節 本章のまとめ

第二部 道法思想の理論背景

前言

第一章 『管子』の道法思想

第一節 タームとしての道法

第二節 道と法との関連

第三節 道法ターム以前

第四節 法度と道法

第五節 本章のまとめ

第二章 『韓非子』の道法思想

第一節 『韓非子』の「道法」

第二節 「術」からの検討

第三節 「度」からの検討

第四節 「術」と「度」との関係

第五節 「術」と「度」からみた『韓非子』

第六節 「法術」「法度」から「道法」へ

第七節 本章のまとめ

第三章 君主行為の規制における「度」の展開

第一節 君主の恣意的行為の規制をめぐる韓非以前の議論について

第二節 韓非以後の「度」の展開の枠組み

第三節 法家における「度」への執着

第四節 本章のまとめ

第三部 漢代法思想における君主への対応

前言

第一章 『卷前古佚書』における君主行為の規制

第一節 法家思想からみた『卷前古佚書』を創出する動機

第二節 法家の「度」について

第三節 『卷前古佚書』における君主の恣意的行為への対応

第四節 『卷前古佚書』における『老子』的表現の意味

第五節 実行力としての天殃

第六節 本章のまとめ

第二章 秦末漢初期における法家の道と道家の法

第一節 法家における道の議論

第二節 道家における法の議論

第三節 本章のまとめ

第三章 儒家における君主行為の規制

第一節 陸賈の検討

第二節 賈誼の検討

第三節 董仲舒の検討

第四節 本章のまとめ

結 法家思想における君主権制約問題の始終

前言

第一節 韓非の孤憤

第二節 王符の潜歎

第三節 法家思想の限界

第四節 結語

論文初出一覧

第一部「『管子』の法思想」では、第一章から第三章まで、順次『管子』の経言類、外言類、解グループについて検討を行った。第一章では、『管子』最初期の資料である経言類を検討し、『管子』における法思想の成立過程と基本形式とを明らかにした。従来の研究では、経言類の法思想は未発達なものとされてきたが、個別具体的な令が法に通じる基準としての令へと発展しており、それが後世の法思想と一致する内容を有していることから、法思想として一概に未発達と言い切ってしまうことを明らかにした。また、経言類の時点で、法と同様の政治的基準として君主のみを対象とする度が説かれていたことも確認した。第二章では、経言類の思想を受けて思想展開されたことが明らかな外言類の法思想を考察し、外言類では、経言類では見られなかった法を公と定義する議論が存在し、経言類の法思想が演繹的に説き直されていることを明らかにした。また、外言類の法思想を経言類のそれと比較検討することによって、両類の法思想が表裏一体であり『管子』の法思想の基本認識となっていることを明らかにした。第三章では、グループとしての思想的共通性が不明とされてきた解グループを考察し、明法解篇が法思想を専論とする明法篇・任法篇を融合して作成されていたこと、『管子』としての正当性を有する経言類の篇名を冠する他の解グループとまとめられ、明法解篇が解グループの思想の核になっていることを確認し、法思想が『管子』の中心思想の一つであることを明らかにした。

第二部「道法思想の理論背景」では、第一章では『管子』、第二章では『韓非子』における道法思想を考察した。第一章では、『管子』において法を機能させるために君主行為の規制として初期から度が言われ、それと法とを同時にいう法度なるタームが成立し、その後、度の理論的根拠である時令が『管子』の中心哲学である「天の道に順ふ」思想に包括されることから、最終的に度から道へと形而上的性質を強め、道法が成立した過程を明らかにした。第二章では、『韓非子』の道法が、飾邪篇・説疑篇では、『管子』同様に君主行為の基準である度が説かれ、『韓非子』流の「君の道」を踏まえて提唱される内部発展型であるのに対して、大体篇では、法術が説かれ、『韓非子』の法治理論を踏まえてはいるものの、道そのものは他の典籍から仮借された外部導入型であることを明らかにした。『管子』と『韓非子』とでは、道法における道の内容および『管子』には官僚統制の術がないという違いはあるものの、法が基本としてあり、君主の基準としての度の上位概念として道が提出されて道法が生じるという過程に関しては共通することが確認できた。ま

た、度を術と同等の重要概念として『韓非子』をみると、『韓非子』55篇の構成が二分されていることの合理的説明が可能となることから、度が法家思想の重要概念であることを明らかにした。第三章では、法家で言及される度の展開について考察を行い、『管子』経言類で設定された度を採用する立場と、度を道へと置換して道法を提出する立場との二方向の思想展開がみられることを明らかにした。その中で、韓非の度は、先行する『商君書』・『管子』から導入されたものであることを明らかにすると同時に、現実主義的要請から『管子』の度の理論的根拠であった時令思想が踏襲されなかったことについて述べた。また、道法思想を説く『卷前古佚書』においても、度が道と同様に君主の基準として説かれており、度が完全に道に置換されていないことも確認した。

第三部「漢代法家思想における君主への対応」では、第一章では『卷前古佚書』を、第二章では『淮南子』を、第三章では董仲舒を中心とした儒家思想を考察の対象とし、韓非以後の各思想において、法に反する君主の恣意的行為への対応が政治思想上、解決すべき問題として認識され、それに対して各思想が自己の理論を用いて対応するなかで、従来の法思想を活用した結果、君主を法で禁じ、君主のみを対象とする賞罰論を展開するなど、法家とは異なった法思想を構築していたことを明らかにした。第一章では、第二部第三章で少しく言及した『卷前古佚書』を再度考察の対象として、度が道へと置き換えられた要因として、君主行為の基準を形而上的概念の範疇に置こうとする意図があったことを確認した。また、君主行為の基準を道へと置換する議論の起点が度であったことから、『卷前古佚書』が法家者によって作成されたものであると推定した。さらに、功利主義に基づく賞罰によって人間を統御できるという法家の認識が反映された天殃思想が説かれていることと、その天殃の議論において賞罰の術語の使用が忌避されていたこととから、『卷前古佚書』では、法思想が正確に理解されていたことを確認した。第二章では、法思想における君主権の制約について、法家と道家との二方向からの議論があることを、『韓非子』主道篇・揚権篇・解老篇・喻老篇および『管子』心術上下篇・白心篇・内業篇における道の議論と『淮南子』における法の議論とを考察することによって確認した。『淮南子』は、法を専論とする主術訓において無為の治を理想とした暫定的な法治論を説くなかで、法家の度や『韓非子』四篇・『管子』四篇で提唱された道家的概念を包括した法思想を展開しており、基本的には戦国・秦期の先行する法家思想を踏襲していることが確認できた。ただ、一方では「君を禁ず」という従来の法家思想にはない直接的な強い規制や君主が法を遵守すべき根拠として儒家思想が説かれるなど、独自の法思想を提出していることも確認できた。第三章では、漢朝において現実政治に関与した儒家の陸賈・賈誼・董仲舒の思想における法に反する君主の恣意的行為への対応について考察を行った。陸賈は、法家思想に基づく秦の政治を否定し、儒家的徳目を称揚する徳治を説いたが、法治そのものは否定しておらず、君主が法を遵守することを先行する法家と同じように法度や道の思想を用いて説き、法を遵守する君主の姿を儒家的徳目に取り込んでいた。賈誼も陸賈と同様に秦の政治を否定し、儒家思想に基づく政治の実現を理想としながら、一方で

は法治の現実的有効性を認め、法に反する君主の恣意的行為への規制について先行する法家や道家の理論を儒家的徳目と合わせて説いていた。ただ、陸賈と賈誼とが政治的基準として上位に位置付けた儒家的徳目も、先行する法家と同じく、君主に法を遵守させるための実行力を担保する理論を有していないことが確認できた。一方、董仲舒が儒家として武帝に説いた天人三策には、君主に法を遵守させるための実行力となる災異説が功利主義に基づく賞罰理論を用いて説かれており、董仲舒の主張に法思想の影響を確認した。また、董仲舒は、法思想に基づき『春秋』を君主のみを対象とした成文法とすることによって、君主に法を遵守させるだけでなく、『春秋』解釈者である儒家が君主の政治的行為全般についての可否までを決定できる政治状況を構築していたことも確認した。これによって、『春秋』の解釈権者たる儒家の地位は、理論上、君主の地位を凌ぐものとなり、董仲舒以降儒家の政治的優位が確定する要因となったことを指摘した。

最後に結「法家思想における君主権制約問題の始終」では、法に反する君主の恣意的行為の問題が最初に指摘される『韓非子』孤憤篇と漢代の最後に論じられる王符の『潜夫論』潜歎篇とを中心に考察し、韓非以後の修正された法家思想や他の学説を利用した王符に至っても法思想において君主の恣意性が排除できなかったことを確認し、この問題が法思想における解決不可能な理論的欠陥であることを改めて確認した。

本論文では、戦国中期から漢代まで法家、道家、儒家における法に反する君主の恣意的行為への対応を論じ、初期『管子』で説かれた度を起点とする思想的営為が古代中国思想史上、道法思想や無為の政治および災異説などに底通して展開していることを確認した。これによって法に反する君主の恣意的行為への対応問題は、古代中国の思想形成に影響を及ぼしていた一つの重要思潮であったことを明らかにできたと考える。